



奈良労働局発表
平成31年2月6日

【照会先】
職業安定部職業対策課
課長 柏木 信男
障害者雇用担当官 木内 茂
電話 0742-32-0209 (内線 375)

報道機関 各位

障害者雇用に係る特例子会社の認定について ～なんとチャレンジド株式会社を特例子会社として認定～

奈良労働局管内において、7年ぶりに県内2社目となる特例子会社が誕生しました。

親会社となる株式会社南都銀行から子会社特例の認定申請を受けて、管轄の奈良公共職業安定所長が認定を行いました。認定日等は以下の通りです。

【特例子会社の概要】

子会社名 なんとチャレンジド 株式会社
所在地 奈良市南京終町1丁目93-2
従業員数 12名（うち障害者6名）
親会社名 株式会社 南都銀行
認定年月日 平成31年2月1日

【特例子会社の認定通知】

子会社特例の認定の通知を以下により行います。

日時 平成31年2月7日（木）11:00～
場所 奈良市橋本町16
株式会社 南都銀行 本店 6F会議室

【参考・奈良県内の特例子会社】

特例子会社名	所在地	親会社名	所在地	認定年月日
(株) ハートフルコープなら	田原本町	市民生活協同組合 ならコープ	奈良市	H23.12.27

「特例子会社」とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保は個々の事業主（企業）ごとに義務付けられています。そのため、親会社と子会社の関係にある企業であっても、別々に取り扱うこととなります。

しかしながら、親会社が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例として親会社と子会社を同一の事業主とみなし、子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとして、実雇用率を算定することができます。

このような特例を子会社特例といい、子会社特例の認定を受けた子会社を「特例子会社」といいます。

【特例子会社認定の要件】

(1) 親会社の要件

- 親会社が、当該子会社の意思決定機関（株主総会等）を支配していること。
（具体的には、子会社の議決権の過半数を有すること等）

(2) 子会社の要件

- ① 親会社との人的関係が緊密であること。（具体的には、親会社からの役員派遣等）
- ② 雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。
また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が20%以上であること。
- ③ 障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること。
（具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等）
- ④ その他、障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること。

【特例子会社によるメリット】

(1) 事業主にとってのメリット

- 障害者の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。
- 障害者の受け入れに当たっての設備投資を集中化できる。
- 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。

(2) 障害者にとってのメリット

- 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- 障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。